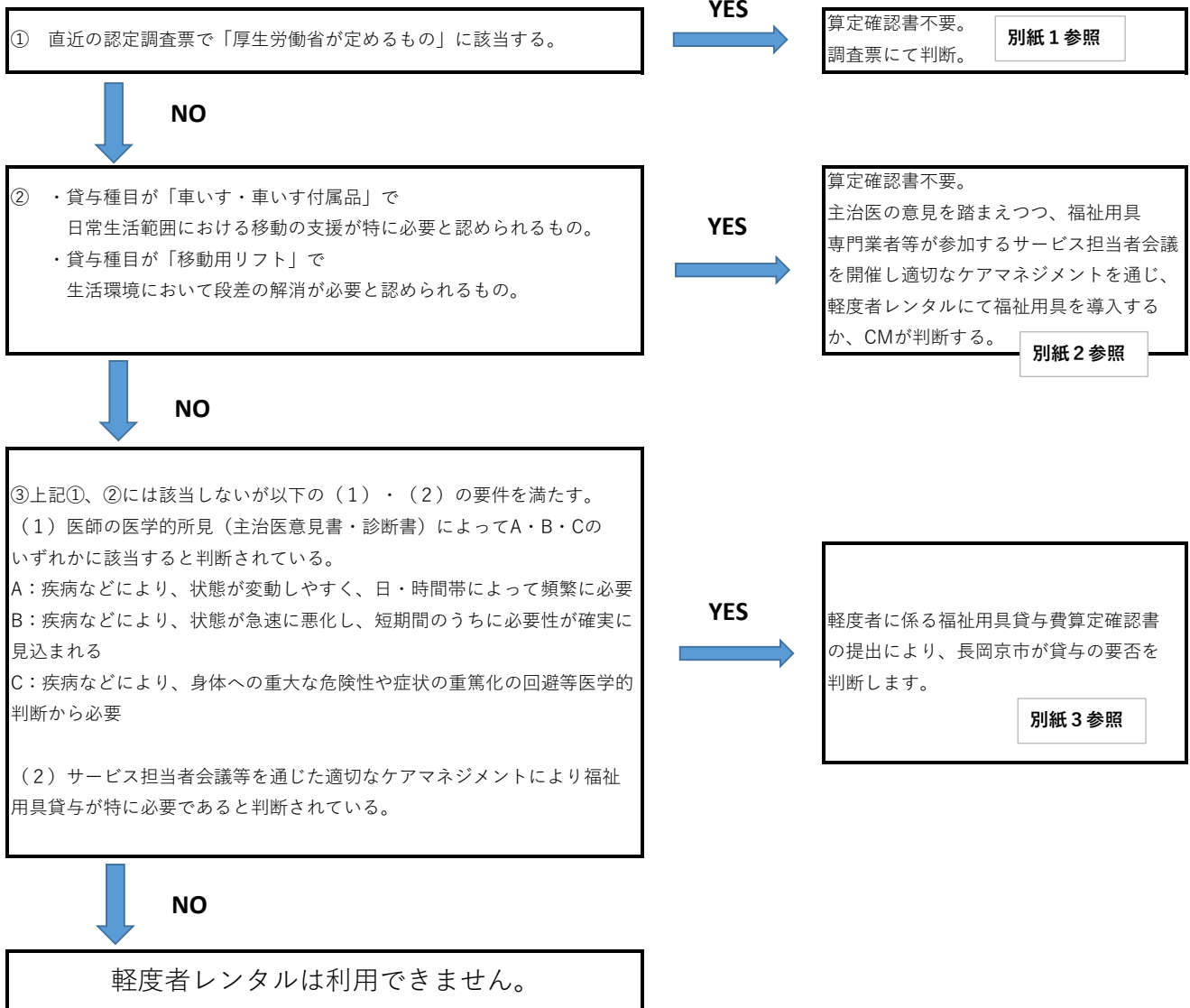


軽度者レンタルフロー図



①基本調査の結果から、例外給付が可能な場合

別紙1

対象種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準 (調査結果)
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当するもの 1.日常的に歩行が困難なもの 2.日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの	1.基本調査1-7：歩行「3.できない」 2.調査結果項目なし
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当するもの 1.日常的に起き上がりが困難者 2.日常的に寝返りが困難なもの	1.基本調査1-4：起き上がり「3.できない」 2.基本調査1-3：寝返り「3.できない」
床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難なもの	基本調査1-3：寝返り「3.できない」
認知症老人徘徊 感知機器	次の①② <u>いずれにも</u> 該当するもの ①意志の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない	①基本調査3-1：意思の伝達「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または3-2～3-7のいずれか「2.できない」 または3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 ②基本調査2-2：移動「4.全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分除く)	次の <u>いずれかに</u> 該当するもの 1.日常的に立ち上がりが困難なもの 2.移乗が一部介助または全介助を必要とするもの 3.生活環境において段差の解消が必要と認められるもの	1.基本調査1-8：立ち上がり「3.できない」 2.基本調査2-1：移乗「3.一部介助」または「4.全介助」 3.調査結果項目なし
自動排泄処理装置	次の <u>いずれにも</u> 該当するもの ①排便が全介助を必要とするもの ②移乗が全介助を必要とするもの	①基本調査2-6：排便「4.全介助」 ②基本調査2-1：移乗「4.全介助」

②：該当する基本調査結果がない場合

別紙2

長岡京市に算定確認書を提出する必要はありません。

以下の場合については、認定調査票の基本調査の結果では要否が判断できません。

- ・貸与種目が「車いす・車いす付属品」で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの」に該当する場合
- ・貸与種目が「移動用リフト（段差解消機）」で、「生活環境において段差の解消が必要と認められるもの」に該当する場合

この場合については、

○主治医の意見

○福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、例外給付の必要性を担当のケアマネジャーが判断してください。

また、判断した根拠がわかるように書類を整備したうえで、計画書と併せて保存してください。

③：①・②には該当しないが、（１）・（２）の要件を満たす場合

別紙3

（１）Ａ・Ｂ・Ｃのいずれかに該当すると医師の医学的所見に基づいて判断されている。

A：疾病などにより、状態が変動しやすく、日・時間帯によって頻繁に必要

（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象など）

B：疾病などにより、状態が急速に悪化し、短期間のうちに必要性が確実に見込まれる

（例：ガン末期の急速な状態悪化など）

C：疾病などにより、身体への重大な危険性や症状の重篤化の回避等医学的判断から必要

（例：嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避など）

**（２）サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより
福祉用具貸与が特に必要であると判断されている。**

上記（１）・（２）を満たしている方は、

「軽度者に係る福祉用具貸与費算定確認書」

「居宅介護支援計画連絡票（FAX）照会等（医師の医学的所見）の写し」

「サービス担当者会議の要点の写し（検討内容がわかるもの）」

上記３点を長岡京市に提出してください。

★算定確認書等（上記3点）の提出について

○担当のケアマネジャーより、長岡京市にご提出をお願いします。

○提出は、認定有効期間ごとに必要になります。更新・区分変更申請より新たに認定結果が出て、引き続き軽度者レンタルの制度を利用する場合には、改めて算定確認書等（上記3点）を提出してください。

（認定有効期間＝軽度者レンタルの有効期間）

→更新の結果、調査票の項目結果次第では確認書不要で軽度者レンタル使用可になる

○また下記の場合も算定確認書等（上記3点）を提出してください。

・貸与種目を追加・変更する場合。追加・変更する種目について新たに提出してください。

（特殊寝台について、すでに長岡京市に確認書等を提出し確認を受けている場合は
特殊寝台付属品を追加する場合には、算定確認書等の提出は不要です。）

・居宅介護支援事業所を変更した場合。（算定確認書は居宅介護（介護予防）支援事業所ごとに有効なため。）

・居宅介護支援事業所の変更はないが担当ケアマネジャーが変更になった。→**提出不要**

・介護予防支援事業所が確認書の提出をした後に居宅支援事業所に委託を出した。→**提出不要**

・その後委託が解除された場合（居宅介護支援事業所から介護予防支援事業所に戻った）→**提出不要**

※上記提出不要な場合には、判断根拠・資料の提供を受け、ケアプランとともに保管してください。